

**第1回ファミリープールエリア再整備・運営事業者選定部会
議事要旨**

1 会議名

第1回ファミリープールエリア再整備・運営事業者選定部会

2 開催日時

令和8年5月27日（水）18時00分～19時30分

3 開催場所

広島市役所本庁舎14階 第7会議室
(広島市中区国泰寺町一丁目6番34号)

4 出席委員

(1) 委員（五十音順）

今富委員、親泊委員、栗崎委員、橋本委員、真木委員、
吉長委員（部会長）、渡邊委員（副部会長）

(2) 事務局

都市整備局長、緑化推進部長、公園企画調整担当課長、公園整備課職員

5 議事

- (1) 部会長、副部会長の選任について
- (2) 議事の公開について
- (3) 広島市ファミリープールエリア再整備・運営事業の概要について

6 公開・非公開の別

- (1) 公開
- (2) 公開
- (3) 非公開

7 傍聴人の人数（報道関係者を除く。）

0人

8 会議資料

次第

ファミリープールエリア再整備・運営事業者選定部会 委員名簿

ファミリープールエリア再整備・運営事業者選定部会 配席表

資料1 広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則

資料2 広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領

資料3 広島市情報公開条例（抜粋）

資料4 ファミリープールエリアの再整備事業（概要）

参考資料1 ファミリープールエリア再整備基本構想

参考資料2 ファミリープールエリアの再整備について（整備概要）

9 議事要旨

(1) 部会長、副部会長の選任について

(事務局)

- ・ 資料1「広島市公共施設整備等事業者選定審議会規則」の第7条第3項において、「部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。」と規定している。指名推薦の方法により選任することとしてはどうか。

<異議なし、との声>

(事務局)

- ・ 異議が無い場合、部会長は、指名推薦の方法により選任することとする。推薦はあるか。

(今富委員)

- ・ 吉永委員は、広島市緑化推進審議会や広島市総合計画審議会をはじめ、様々な審議会の会長あるいは副会長を勤められ、数多くの要職を歴任し、分野横断的に豊富な、審議経験と高い見識を有している。
- ・ また、中国 PPP・PFI 推進機構代表理事や国土交通省 PPP サポーターとしての御活動を通じて、官民連携分野にも精通されている。
- ・ これらの実績と知見を踏まえ、本部会の円滑かつ的確な運営を担う部会長として、吉長委員は部会長にふさわしく、私から推薦させていただく。

(事務局)

- ・ 吉長委員を部会長に、との推薦があったかどうか。

<異議なし、との声>

(事務局)

- ・ それでは、吉長委員は部会長に就任していただき、ここからは、吉長部会長に議事の進行をお願いします。

(吉長部会長)

- ・ 議事に沿って副部会長の選任を行う。副部会長については、私から推薦させていただきたいがどうか。

<異議なし、との声>

(吉長部会長)

- ・ 副部会長は、広島市サッカースタジアム整備等事業者選定審議会、広島市三の丸整備等事業者選定審議会で委員を務めた御経験があり、今回のような事業者選定に精通しておられる渡邊委員にお願いしたいと思うがどうか。

<異議なし、との声>

(吉長部会長)

- ・ それでは、渡邊委員に副部会長をお願いしたいと思う。

(2) 議事の公開について

(吉長部会長)

- ・ 次に、議事(2)「議事の公開について」、事務局から資料の説明をお願いします。

(事務局)

- ・ 議事の公開の決定について、資料2「広島市公共施設整備等事業者選定審議会の公開に関する取扱要領」に基づき説明する。
- ・ 同要領第2条第1項においては、「審議会の会議は公開とする。ただし、次に掲げる議題について審議を行う場合は非公開とする。」と規定されており、同項第1号では「会議資料に広島市情報公開条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが含まれる場合」、第2号では「その他公にすることが不相当と認められる場合」とされている。
- ・ また、第2条第2項において、「議題を非公開とする場合の決定は会長に一任する。」とされており、第10条の準用規定により、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えることとされている。
- ・ このため、議事の公開の是非については部会長に判断を委ねることとなるが、その前提として議事の内容について説明する。
- ・ 議事(3)及び第2回の選定部会の内容については、本事業の詳細なスケジュールや事業期間、導入する施設・機能の要求水準(案)など、公表前の情報を含むものである。これらは、資料3「広島市情報公開条例」第7条第1項第6号に規定する「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものと考えられる。

- ・ また、第3回以降の選定部会については、応募事業者の提案内容の審査等を予定しており、当該内容は同条例第7条第1項第3号に規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」及び同項第6号に規定する「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」該当すると考えられる。
- ・ 以上を踏まえ、議事(3)並びに第2回以降の会議の公開・非公開について判断をお願いする。

(吉長部会長)

- ・ 議事(3)及び第2回の部会の内容については、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当し、公にすることは不適當であると考えられる。
- ・ また、第3回以降の部会については、公にすることにより、法人等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、市の事務又は事業の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがあることから、いずれも非公開とすることが適當と考えるが、意見はあるか。

<異議なし、との声>

- ・ それでは、議事(3)並びに第2回以降の部会については非公開とする。

(3) 広島市ファミリープールエリア再整備・運営事業の概要について

(非公開のため省略)